参考資料②

第４次観光立県ちば推進基本計画策定会議設置要綱

（策定会議の設置）

第１条　観光立県千葉の実現に向け、千葉県観光立県の推進に関する条例（平成２０年千葉県条例第２号）第９条の規定により策定する、令和９年度以降の５か年の「観光立県ちば推進基本計画」（以下「計画」という。）の策定に当たり、計画の重要事項等に関し、観光に携わる事業者、関係者、有識者の意見を聴き、計画策定に資するため、第４次観光立県ちば推進基本計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

なお、策定会議は、地方自治法第１３８条の４第３項の規程に基づき、法律又は条例により設置された「附属機関」の性質を有しない。

（委員の所掌事務）

第２条　策定会議委員は、次に掲げる事項を行う。

１　計画の策定に当たり、計画の重要事項等に関し、専門的及び総合的な立場から意見を述べること

２　その他、計画の策定に必要な事項

（組織）

第３条　策定会議は、別紙に定める委員で構成する。

２　策定会議に座長を置く。

３　座長は委員の互選により選出する。

４　座長は策定会議の議事を進行する。

（会議）

第４条　策定会議は、必要に応じて知事が招集する。

２　策定会議に欠席する委員は、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を述べることができる。

３　座長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

（会議の公開）

第５条　策定会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、策定会議の決定により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りではない。

（１）千葉県情報公開条例（平成１２年千葉県条例第６５号）第８条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して審議を行う場合

（２）会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営等に著しい支障が生ずると認められる場合

（会議公開の方法）

第６条　策定会議の会議の公開は、会場の大きさによりあらかじめ傍聴定員を定め、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。

２　傍聴の受付は、原則として事前申込によるものとする。なお、傍聴の受付は先着順で行い、定員を満たした場合は受付を終了する。

３　事前申込で傍聴定員に満たない場合は、当日会場において、当日申込を先着順で受け付ける。

４　傍聴人には、会議資料を提供するとともに、会議を公正・円滑に運営するため、「傍聴要領（別紙）」を交付し、会議の秩序維持に努めるものとする。

（会議開催の周知）

第７条　策定会議の会議を開催するに当たって、事前に開催日時、会議名、議題、開催場所、問合せ先等を千葉県ホームページに掲載し、県民への周知を図るものとする。

（会議結果の公開）

第８条　策定会議の会議結果については、策定会議の決定により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合を除き、原則公開とし、会議終了後速やかに千葉県ホームページに掲載するものとする。

（庶務）

第９条　策定会議の庶務は、千葉県商工労働部観光政策課が行う。

（その他）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、策定会議に関し、必要な事項は別途定める。

附則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年７月１日から施行する。

２　この要綱は、令和９年３月３１日 に、その効力を失う。

≪別表（第３条関係）≫

（五十音順）

所属・役職	氏名
独立行政法人国際観光振興機構 地域連携部長	赤司　真紀
淑徳大学 経営学部 観光経営学科 教授	朝倉　はるみ
城西国際大学 観光学部 学部長	内山　達也
千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長	川名　正志
株式会社ちばぎん総合研究所 地域デザイン部 副部長	観音寺　拓也
公益社団法人千葉県観光物産協会 専務理事	小林　拓郎
オフィスあつしたかはし 代表	高橋　敦司
公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー 代表理事	中村　耕太郎
株式会社 an 代表取締役	永谷　亜矢子
南房総市千倉町民宿組合・南房総市民宿連合会 会長	堀江　洋一
株式会社 Beyond 代表取締役	道越　万由子
成田国際空港株式会社 地域共生部 機能強化・地域振興調整室長	宮﨑　英博
公益社団法人日本観光振興協会 事業推進グループ 観光 DX 共創部 部長	森岡　順子

別紙

第４次観光立県ちば推進基本計画策定会議傍聴要領

１　傍聴手続

（１）会議の傍聴を希望する方は、あらかじめ千葉県ホームページ（千葉県観光政策課のページ）で公表する傍聴案内の定めるところにより、事前にメールで申し込みをしてください。

（２）傍聴受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。なお、事前申込による傍聴希望者が定員に達しない場合、当日申込を先着順で受け付けます。

（３）傍聴者は、当日、受付時間内に会場入口で氏名等を記入し、事務局の指示に従って入室してください。

（４）傍聴を希望される方で車いす等の配慮が必要な方は、事務局まで事前にご相談ください。

（５）策定会議が非公開として決定した議事は傍聴することが出来ませんので、傍聴者は事務局の指示に従い退室願います。

２　会議を傍聴する場合に守っていただく事項

（１）会議の開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。

（２）騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

（３）会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。

（４）会場において、写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、策定会議の座長の許可を得た場合はこの限りではありません。

（５）その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

３　会議の秩序の維持

（１）傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。

（２）傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。